【規程番号　神女院Ｖ－040】

神戸女子大学大学院健康栄養学研究科修士課程
早期修了候補者の選考に関する細則

（目的）

第１条　この細則は、神戸女子大学大学院学則第 22 条の規定に基づき、神戸女子大学大学院修士課程早期修了候補者（以下「候補者」という。）の選考に関し、必要事項を定めることを目的とする。

（委員会の設置）

第２条　研究科長は、候補者の選考を行うため、修士課程早期修了候補者選考委員会　（以下「委員会」という。）　を置く。委員会は、研究科長、各専攻主任及び候補予定者の専攻から推薦された 1 名の教員から構成される。　ただし、候補予定者の指導教員（複数指導にあたっては主指導教員）は委員会のメンバーになることはできない。

（候補者の選考等）

第３条　早期修了を申請する学生（以下「申請者」という。）は、次の各号に記載の書類を、所定の期日までに研究科長に提出する。

（1）早期修了申請書（別記様式）
（2）大学院在籍中における顕著な研究業績
（3）学部の成績証明書
（4）大学院の単位に関して、修得済単位や修得予定単位等、早期修了が可能なことを示す書類
（5）その他所属する研究科長が指定する書類

２　委員会は前項に記載の書類、大学院入試の成績及び申請者へのヒアリング等を基に、次条に定める選考基準に照し合せ、候補者の選考を行う。

３　研究科長は委員会の選考結果を研究科委員会で報告し、研究科委員会出席者の過半数以上の承認が得られた申請者を候補者とする。

（選考基準）

第４条　候補者の選考に関する基準は、次の各号に示すとおりである。

（1）学部での優れた成績（GPA 上位 10%以内）
（2）大学院入試での優れた成績（80 点以上）
（3）次の観点で評価される優れた研究実績と研究計画
　ア 問題意識の明確さ
　イ 研究テーマに適用した方法、研究計画の妥当性
　ウ 先行研究の整理と評価の妥当性
　エ 資料収集及び実験遂行の程度
　オ 検証の妥当性
　カ 論旨の展開における論理性と表現力
　キ 研究領域に対する貢献性
　ク 研究の独創性
（4）修士論文中間発表会において発表を行っていること、およびその内容

第５条　委員会は、申請者が前条の条件（１）から（３）を満たしていると判断した場合、研究科委員会の同意を得て修士論文中間発表会で発表を認めることができる。

第６条　この細則の改廃は、研究科委員会の意見を聴き学長が行う。

附　則

この細則は、令和５年４月１日から施行する。

別記様式（第３条関係）

年　　月　　日

早期修了申請書

１．所属研究科・専攻：　健康栄養学研究科・健康栄養学専攻

２．申請者氏名：　　印

３．指導教員名：

４．現在までの研究状況（3000～3500 字で記載、A4 判 2、3 ページ相当）

(1) **研究の目的**（背景・独自性・創造性なども含む）

(2) **研究の方法**（特に工夫を凝らしたものがあれば、それがわかるように記載）

(3) **研究の結果と考察研究の結果と考察**（得られた結果による学術的な影響力・インパクトなども含む）

５．これからの研究計画（1500～2000 字、A4 判 1、2 ページ相当）

「現在までの研究状況」をふまえて、これからの研究計画を記載する。
なお、これからの研究のテーマが現在までのものと異なる場合は、これからの研究の目的（背景・独自性・創造性・学術的な影響力やインパクトなども含む）をあらためて記載する。この場合は 3000～3500 字記載する。

６．研究業績（投稿論文、図書、特許、学会発表、競争的資金の獲得状況など。なお学会発表については、海外・国内・口頭・ポスターなどの種別がわかるように記載する。）

７．研究または教育に関する補助業務歴（TA、非常勤講師、インターンシップなど）

８．受賞歴

９．その他、選考に当たり考慮してほしいこと